

【 検 査 】

507 ベンゾジアゼピン受容体作動薬（上部、下部消化管内視鏡検査等時）
の算定について

《令和7年4月30日》

○ 取扱い

次の場合のミダゾラム注射液（ドルミカム注射液等）、フルニトラゼパム製剤（サイレース静注）又はジアゼパム（セルシン注射液等）の算定は、原則として認められる。

- (1) 上部、下部消化管内視鏡検査時
- (2) 上部、下部消化管内視鏡手術時

○ 取扱いを作成した根拠等

ドルミカム注射液、サイレース静注及びセルシン注射液は、ベンゾジアゼピン受容体に作用することによってγアミノ酪酸（GABA）の神経伝達を亢進させ、抗不安作用や催眠鎮静作用をもたらす薬剤であり、上部、下部消化管内視鏡検査時や同手術時、患者の苦痛軽減や精神的不安軽減、安静維持を目的に用いられる。

日本消化器内視鏡学会の「内視鏡診療における鎮静に関するガイドライン」においても、鎮静は、経口的な内視鏡や経肛門的な内視鏡において、検査・治療成績向上に寄与する旨示されている。

以上のことから、上部、下部消化管内視鏡検査や同手術時のミダゾラム注射液（ドルミカム注射液等）、フルニトラゼパム製剤（サイレース静注）又はジアゼパム（セルシン注射液等）の算定は、原則として認められると判断した。